

アーラ岳キクザトサワヘビ生息地保護区指定（案）

○アーラ岳キクザトサワヘビ生息地保護区

1 生息地等保護区の指定の区域

沖縄県島尻郡久米島町字島尻、字儀間、字山城、字真我里及び字銭田の各一部計 599 ヘクタール（別添区域図参照）

2 指定に係る生息地等保護区の名称

アーラ岳キクザトサワヘビ生息地保護区

3 指定にかかる国内希少野生動植物種

オピストトロピス・キクザトイ（キクザトサワヘビ）

4 生息地等保護区の指定の区域の保護に関する指針の案

（1）キクザトサワヘビの個体の生息のために確保すべき条件

キクザトサワヘビは久米島にのみ分布する固有種で、我が国唯一の淡水性のヘビ類である。

本種は自然度の高い山岳溪流の水域及びその周辺に生息しており、水環境への依存性が極めて高い。そのため、本種の保護にあたっては、溪流、沢等の水質を適切に保つとともに、集水域の地形及び森林を維持し、水量の安定的な供給を確保することが必要である。

当該区域は、本種の生息に適した水域が良好な状態で維持されていることから、本種が多く確認されている。久米島の中でも当該区域には集中して個体が確認されており、当該区域を本種にとって適切な環境に維持していくことは、本種の保護を図る上で重要である。

このような状況から、本種の主要な生息地である当該区域を生息地保護区に指定し、保護することが必要である。

（2）生息条件の維持のための環境管理の指針

キクザトサワヘビの生息条件を維持するため、当該区域における各種行為は、生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう配慮するものとする。

さらに、本種の個体の生息する水域及びその集水域並びに周辺の連続した自然環境を有する地域については、本種の個体の生息にとって特に重要な地域であることから、管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生息環境の適切な管理を行うものとする。

○アーラ岳キクザトサワヘビ生息地保護区管理地区

1 管理地区の指定の区域

アーラ岳キクザトサワヘビ生息地保護区の区域の一部計 261 ヘクタール（別添区域図参照）

2 指定に係る管理地区の名称

アーラ岳キクザトサワヘビ生息地保護区管理地区

3 指定にかかる国内希少野生動植物種

オピストトロピス・キクザトイ（キクザトサワヘビ）

4 管理地区の指定の区域の保護に関する指針の案

(1) キクザトサワヘビの個体の生息のために確保すべき条件

管理地区の区域は、キクザトサワヘビの個体の生息にとって特に重要な地域であり、本種の個体の生息のためには、溪流、沢等の水質を適切に保ち、集水域の地形及び森林を維持し、水量の安定的な供給を確保することが必要である。

(2) 生息条件の維持のための環境管理の指針

ア 工作物の設置等

本種の生息条件の維持を困難とするような、工作物の設置、宅地の造成その他の土地の形質の変更、土石の採取等を行わないこと。

イ 水面の埋立て又は干拓

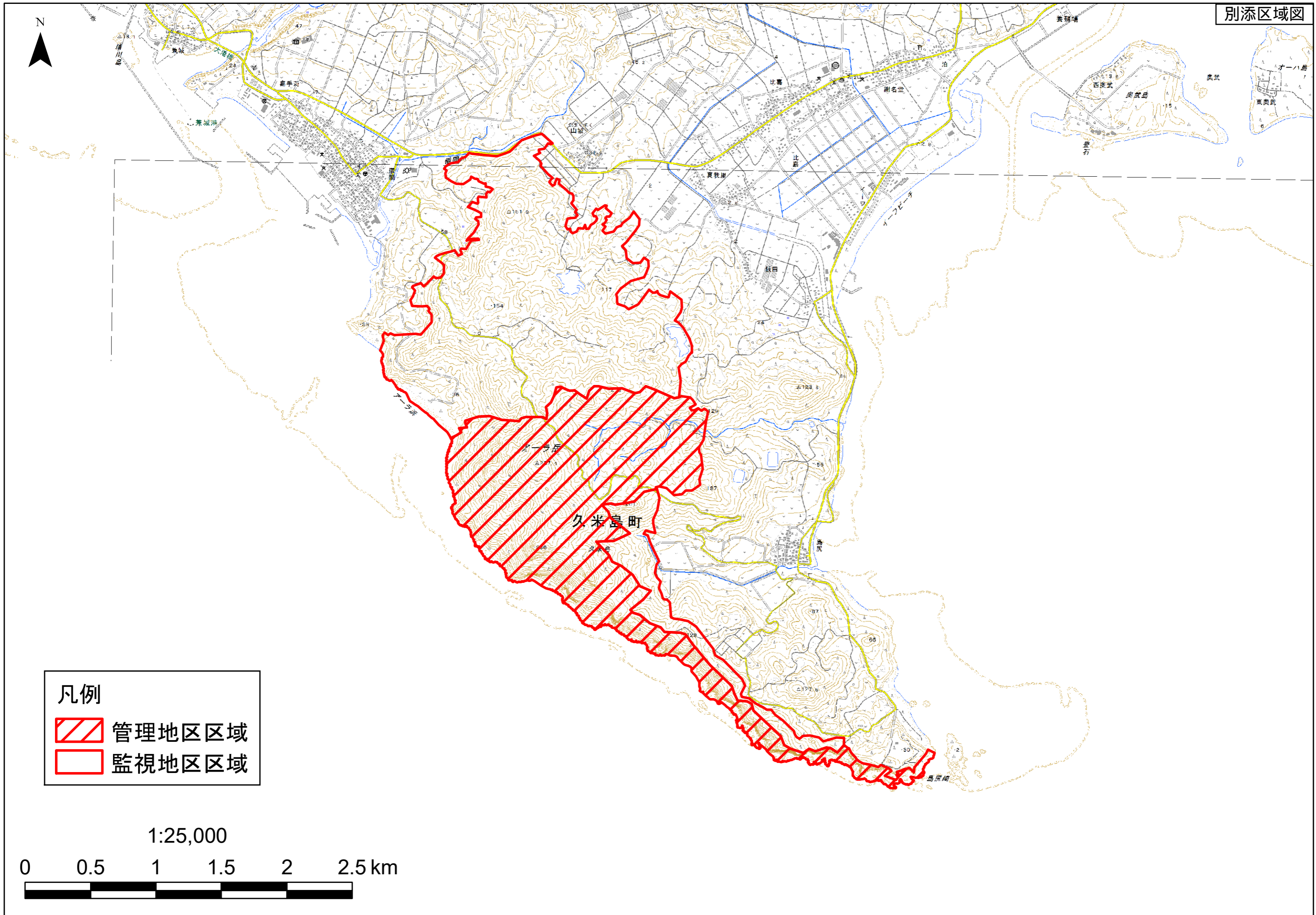
本種の生息条件の維持のため、溪流、沢等の埋立ては行わないこと。

ウ 水位、水量の変更



本種の生息条件の維持のため、溪流、沢等の水量の著しい変更を生じさせるような行為は行わないこと。

エ 木竹の伐採

本種の生息条件の維持のため、木竹の伐採を行う場合は原則として択伐法によることとし、択伐率は現在蓄積の 30 パーセント以下とすること。



凡例

-  管理地区区域
-  監視地区区域

1:25,000

0 0.5 1 1.5 2 2.5 km

